平成２７年４月１日

備前市　介護福祉課

**モニタリングに係る「特段の事情」の取り扱いについて**

**１　 居宅介護支援事業に係るモニタリングについて**

モニタリングに当たっては、特段の事情のない限り、少なくとも月1 回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接することとなっている。

この場合「特段の事情」とは、利用者の事情により利用者の居宅を訪問し、利用者に面接することが出来ない場合を指すものであり、介護支援専門員に起因する事情は含まれない。

【参照】　　・「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準｣（平成11年3月31厚生省令第38号）

・「定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」（平成11年7月29日老企第22号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

**２ 　特段の事情の範囲**

備前市における「特段の事情」に該当する事例は、次のとおりとする。

(1)岡山県発出の「居宅介護支援事業におけるモニタリングについて」（平成21年2月27日、長寿第1683 号）に掲げる例１から例３に該当する事例

(2)(1)に掲げる事例以外で、利用者または、家族の事情により、居宅でモニタリングができない場合。

　・利用者の心身の状態が悪化した場合

　・家族の急病等で在宅での介護が困難になった場合。

　　（利用者または、家族が感染症のため、居宅に行くことが不都合な場合）

　　　・個別の事情により短期入所サービスの利用が続いている場合　等

**３ 　特段の事情に係る内容確認**

２(1)に該当する場合の「特段の事情」について、備前市への届出は不要とする。

1. 備前市が内容確認を行う事例は２ (2)に該当する事例として、居宅以外の場所でモニタリングを実施する場合とする。なお、２(1)に該当する場合、備前市への届出は不要であるが、当該特段の事情がある場合は、その具体的な内容を居宅サービス計画等に詳細に記載し、５年間保存しておくこと。

(2)内容確認に当たっては、下記のとおりの取扱いとする。

① 月を通して自宅に帰ることが出来ず、居宅でモニタリングが行えないことが予想される場合、そのような状況になった時点で予め備前市に電話または来所等で相談すること。

（ 備前市に相談なく事業所独自に特段の事情と判断している場合は、運営基準減算となる可能性がありますのでご注意ください。）

②相談後、「特段の事情」に該当するかどうかを判断するため、必要な書類を添付のうえ、備前市に持参若しくは郵送すること。「特段の事情」に該当すると判断した場合、適用開始は必要書類を受付した月以降からとし、遡っての適用はしない。

【届出に必要な書類】

・「特段の事情」によるモニタリング確認届出書

・フェイスシート

・居宅サービス計画書（第１～３表）

・サービス担当者会議の要点（第４表）

・居宅介護支援経過（第５表）

・その他、備前市に提出を指示された書類

1. 「特段の事情」の可否については、提出書類を確認後改めて電話連絡をする。「特段の事情」に該当した場合、居宅介護支援経過記録（第５表）に①「特段の理由」内容、②備前市通知番号（平成○年○月○日、備介第○号）により「特段の理由」として算定する。①②を記載し保管すること。

**４　 特段の事情に該当する場合のモニタリング**

モニタリングの趣旨は、利用者本人の心身の状況を始め、家族や居宅周辺の生活環境の把握、サービス事業所等との情報交換にある。そのため「特段の事情」に該当する場合でも、少なくとも利用者の居所を訪問し、利用者との面接を行い、利用者の解決すべき課題の変化に留意するとともに、家族との継続的な連絡を行うこと。また、モニタリングを行った場合、その具体的な内容を居宅介護支援経過（第５表）に記録しておくことが必要であり、この記録がない場合には、運営基準減算の対象となる。なお、モニタリングの結果の記録については、５年間保管（平成26年4月県条例より）しておくものとする。

**５　特段の事情に該当すると判断を受けた場合**

特段の事情の判断は継続的に認められるものではなく、初回に判断を受けた翌月以降も判断が必要な月については「特段の事情」によるモニタリング確認届出書（継続）により備前市に報告し、その月について特段の事情に該当するかの判断を受ける必要がある。申請書の申請区分及び記入項目については以下のとおりとする。

（1）新規

以下の場合、申請区分を「新規」とする。

・初めて居宅でモニタリングができなかった場合。

・過去に「特段の事情」と判断を受け、翌月以降は居宅でモニタリングができていたが、その

後、居宅でモニタリングができなかった場合。

（今回の理由が、過去の理由と同内容かどうかは問わず、１月でもあけば「新規」とする）

（2）継続

新規申請し「特段の事情」と判断を受けた後、翌月以降も引き続き居宅でのモニタリングが困

難であった場合。

(3) 終了

・「特段の事情」となった者が、介護保険施設等への入所が決定する等、当該「特段の事情」に該当するモニタリングの必要がなくなった場合

・「特段の事情」となった者が、死亡した場合。

５(3)に該当する場合、すみやかに「特段の事情」によるモニタリング確認届出書（終了）を備前市に提出すること。

**６　特段の事情の適用開始時期**

「特段の事情」によるモニタリング確認届出書による保険者確認については、平成２７年４月サービス提供分からの適用とする。

**７　その他**

　　　このモニタリングに係る「特段の事情」の可否は、その月に居宅で利用者とモニタリングできない場合の請求についての可否であって、短期入所サービスの３０日を超える連続利用・認定期間のおおむね半数を超える利用そのものの可否を判断しているものではない。したがって、短期入所が長期化する理由書、有効期限のおおむね半数を超える理由書の届出時に「特段の事情」によるモニタリング確認届出書の提出を同時に行うこと。

**８ 　提出・問い合わせ先**

〒705-8602 備前市東片上126

備前市役所　介護福祉課　介護保険係

TEL： 0869-64-1828／ FAX： 0869-63-4206